附則第十四条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	につき	又は特定課税仕入れにつき
	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後
	に係る	又は特定課税仕入れに係る
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第十四条第三項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十四条第四項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	及び	及び特定課税仕入れ並びに

附則第十六条第二項前段中「に係る」を「又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「第三十八条第一項」の下に「、第三十八条の二第一項」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は経過措置特定課税仕入れを行った場合」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第六項	に係る	又は特定課税仕入れに係る
	新消費税法	二十九年新消費税法
	及び	、第三十八条の二第一項及び
	百分の八	百分の十
	百分の五	百分の八
	百八分の六・三	百十分の七・八
	百五分の四」と、	百八分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、
	百五分の四」とする	百八分の六・三」とする
附則第五条第七項	、又は	、若しくは
	場合における新消費税法	場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法
	これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四	二十九年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第二項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の二　二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

附則第十八条第三項を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法目次の改正規定中「第百六十六条」を「第百六十六条の二」に改め、「第百六十六条の二」の下に「」に、「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」を加える。

第一条のうち所得税法第百六十一条の改正規定中「同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ」を「同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「第八号ロ」を「第十二号ロ」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十三号とし、同条第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十五条の改正規定中「第七十三条」を「第六十条の四」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第三編第二章第二節第二款中同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第四号（確定所得申告）」を「第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第三項第四号」に、「第百四十三条」を「第百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条」に、「）及び」を「）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、に改める。

第三編第二章第二節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする。

第三編第二章第二節第二款中第百六十六条の次に次の一条を加える。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化）

第百六十六条の二　恒久的施設を有する非居住者は、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。